

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 22 年 10 月 25 日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 45 号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項各号列記以外の部分中「の規定により届け出なければなら
ない」を「に規定する市長が定める」に改め、同項第 1 号中「(2) 項」の
右に「, (6) 項ロ」を加え、同項第 2 号中「(6) 項及び」を「(6) 項イ,
ハ及びニ並びに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に消防法施行令別表第 1 (6) 項ロに掲げる防火
対象物 (延べ面積が 150 平方メートル未満であり、かつ、収容人員が
30 人未満であるものに限る。以下「防火対象物」という。) を同項ロに
掲げる用途に使用している者及びこの規則の施行の日から平成 22 年 1
2 月 7 日までの間に防火対象物を当該用途に使用しようとする者は、同
年 11 月 30 日までに、その旨を所轄消防署長に届け出なければなら
ない。

3 この規則による改正後の京都市火災予防規則第 10 条第 2 項及び第 3
項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(消防局予防部)